

# 令和7年度 第3回山形市国民健康保険運営協議会

日時 令和8年2月5日(木)  
午後3時00分

場所 山形市役所7階 701B会議室

## 次 第

1 開 会

2 部長あいさつ

3 諮 問

4 会長あいさつ

5 協 議

(1) 山形市国民健康保険税子ども・子育て支援納付金課税額の新設に係る  
諮問事項について

6 その他

7 閉 会

# 山形市国民健康保険運営協議会委員名簿

(令和8年2月5日現在)

任 期 令和7年8月10日から令和10年8月9日まで

(就任日については備考記載のとおり)

区分	所 属	氏 名 (敬称略)	備 考
被 保 険 者 代 表 委 員	市自治推進委員	すずき つねゆき 鈴木 恒行	令和5年5月26日より
	市民生委員児童委員	さかの てつや 坂野 哲哉	令和8年1月10日より
	市女性団体連絡協議会	さとう れいこ 佐藤 礼子	令和7年8月10日より
	山形農業協同組合	たけだ まさのり 武田 政則	令和4年8月10日より
保 険 医 薬 劑 師 代 表 委 員	市医師会	やまぐち よしこ 山口 佳子	令和4年8月10日より
	市医師会	はやし よしこ 林 淑子	平成25年8月10日より
	市歯科医師会	さとう はじめ 佐藤 元	令和7年8月10日より
	市薬剤師会	こさか たけし 小坂 剛	令和6年9月2日より
公 益 代 表 委 員	市議会議員	さとう あきこ 佐藤 亜希子	令和7年4月16日より
	市議会議員	たかはし きみお 高橋 公夫	令和7年4月16日より
	市議会議員	おの ひとし 小野 仁	令和7年4月16日より
	山形大学	にしおか まさき 西岡 正樹	平成29年8月10日より
被 用 者 保 険 代 表 委 員	全国健康保険協会	すずき のりあき 鈴木 憲章	令和6年10月16日より
	フィデア健康保険組合	かとう はるのぶ 加藤 晴伸	令和7年5月20日より

## 山形市国民健康保険運営協議会 事務局及び出席職員名簿

所 属	職 名	氏 名	備 考
市民生活部	部長	山 崎 真 浩	
国民健康保険課	次長（兼）課長	西 塔 浩 人	運営協議会 幹事
〃	課長補佐	森 谷 秀 昭	〃 幹事
〃	課長補佐 （兼）国保計画係長	黒 沼 宏 樹	〃 書記
〃	課長補佐 （兼）国保資格係長	花 輪 公 雄	
〃	課長補佐 （兼）国保医療係長	佐 藤 政 利	
〃	課長補佐 （兼）保険税係長	斉 藤 直 美	
〃	国保計画係主査	長 谷 川 珠 紀	運営協議会 書記
〃	国保計画係主査	黒 田 彩	〃 書記
〃	国保計画係主任	小 林 さ く ら	〃 書記
健康増進課	課長	齋 藤 健 二	
〃	主幹（成人保健担当）	村 田 尚 子	



国保第 471号

令和8年2月4日

山形市国民健康保険運営協議会  
会長 高橋 公夫 様

山形市国民健康保険者

山形市長 佐藤 孝弘



山形市国民健康保険税子ども・子育て支援納付金  
課税額の新設について（諮問）

国民健康保険事業の健全な運営を図るため、令和8年度からの子ども・子育て支援納付金課税額の新設について、別紙により諮問いたします。

## 諮 問 事 項

### 1 子ども・子育て支援納付金課税額の新設について

(1) 子ども・子育て支援納付金制度が令和8年度に創設されることに伴い、制度の財源となる支援金を国民健康保険税とあわせて拠出することになるため、新たな区分として子ども・子育て支援納付金課税額を設けるものである。

(2) 子ども・子育て支援納付金課税額は、次により算出した額とする。

① 所得割額の率については、次のとおりとする。

区 分	新 設
所得割額の率	0.29%

② 被保険者均等割額については、次のとおりとする。

区 分	新 設
均等割額	1,200円

③ 世帯別平等割額については、次のとおりとする。

区 分	新 設
平等割額	900円

④ 18歳以上被保険者均等割額については、次のとおりとする。

区 分	新 設
均等割額	100円

### 2 実施時期

子ども・子育て支援納付金課税額の新設については、令和8年度から実施する。

## 5 協議

### (1) 山形市国民健康保険税子ども・子育て支援納付金課税額の新設に係る諮問事項について

#### 1 子ども・子育て支援金分の税率設定について

##### (1) 県が示す令和8年度納付金（令和8年度国係数（確定係数）に基づいた算定）

- ・子ども・子育て支援金納付分として124,974千円が示されています。
- ・仮算定時点での子ども・子育て支援金納付分は、113,982千円でしたので、10,992千円の増額となりました。

##### 令和8年度国民健康保険事業費納付金

(単位:千円)

予算科目	款項目	令和8年度 仮算定額(A)	令和8年度 確定額(B)	増減額 (B-A)
医療給付費分 一般	3-1-1	3,293,406	3,358,170	64,764
後期高齢者支援金分 一般	3-2-1	1,328,381	1,311,064	△ 17,316
介護納付金分	3-3-1	394,307	392,860	△ 1,447
新規 子ども・子育て支援納付金分	3-4-1	113,982	124,974	10,992
合計		5,130,076	5,187,068	56,992

##### (2) 子ども・子育て支援納付金が増えた理由

- ① 国保被保険者が負担する額は、被用者保険の被保険者と按分した額になるが、仮算定と比較し国保の被保険者減少幅より被用者保険被保険者の減少幅が大きかったため、国保被保険者負担額が増加した。
- ② 18歳以上被保険者見込数が減少した。  
結果として1人当たりの負担額が増加しました。

##### (3) 市町村ごとの標準保険税率（確定額）

- ・子ども・子育て支援金分  
納付金の増額により、標準税率も上がっています。

##### 市町村標準保険税率（市町村算定方式）（山形市分）

	仮算定	端数処理後	確定額	端数処理後	仮算定との差
所得割率	0.27 %	0.27%	0.29 %	0.29%	+0.02%
被保険者均等割額	1,169 円	1,100 円	1,281 円	1,200 円	+100 円
世帯別平等割額	752 円	800 円	825 円	900 円	+100 円
※18歳以上 被保険者均等割額	76 円	100 円	84 円	100 円	±0 円
均等割+平等割+ 18歳以上均等割	1,997 円	2,000 円	2,190 円	2,200 円	+200 円

##### ※18歳以上均等割額

子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう、支援納付金の算定に当たっては、「18歳未満の子どもを除いた18歳以上被保険者数」に応じて按分する。

※標準保険税率 市の保険税の標準的な水準を県が算定し公表するもの。

参考 負担額見込み（年額）

例1 5割軽減の2人の高齢者世帯（年収300万円）

5割軽減	公的年金		所得割 算定基礎額
	収入	所得	
世帯主 66歳	2,000,000	900,000	470,000
妻 66歳	1,000,000	0	0

(円)

世帯主 66歳		医療	後期	介護 40~64歳	子ども 18歳以上
		所得割	44,274	13,113	
	均等割	11,400	3,350		600
	平等割	13,350	4,200		450
	18歳以上均等割				50
	計1	69,024	20,663	0	2,463
妻 66歳		医療	後期	介護 40~64歳	子ども 18歳以上
		所得割	0	0	
	均等割	11,400	3,350		600
	平等割	0	0		0
	18歳以上均等割				50
	計2	11,400	3,350	0	650
合計		80,400	24,000	0	3,100
医療+後期+介護		104,400			
医療+後期+介護+子ども		107,500			

仮算定時より+300円

例2 4人の子育て世帯（年収400万円）

軽減なし	営業		所得割 算定基礎額
	収入	所得	
世帯主 41歳	4,000,000	2,760,000	2,330,000
妻 41歳	0	0	0
子 10歳	0	0	0
子 5歳	0	0	0

(円)

世帯主 41歳		医療	後期	介護 40~64歳	子ども 18歳以上
		所得割	219,486	65,007	48,464
	均等割	22,800	6,700	13,600	1,200
	平等割	26,700	8,400		900
	18歳以上均等割				100
	計1	268,986	80,107	62,064	8,957
妻 41歳		医療	後期	介護 40~64歳	子ども 18歳以上
		所得割	0	0	0
	均等割	22,800	6,700	13,600	1,200
	平等割	0	0		0
	18歳以上均等割				100
	計2	22,800	6,700	13,600	1,300
子 10歳		医療	後期	介護 40~64歳	子ども 18歳以上
		所得割	0	0	
	均等割	22,800	6,700		0
	平等割	0	0		0
	18歳以上均等割				0
	計3	22,800	6,700	0	0
子 5歳 未就学児		医療	後期	介護	子ども 18歳以上
		所得割	0	0	
	均等割	11,400	3,350		0
	平等割	0	0		0
	18歳以上均等割				0
	計3	11,400	3,350	0	0
合計		325,900	96,800	75,600	10,200
医療+後期+介護		498,300			
医療+後期+介護+子ども		508,500			

仮算定時より+800円

例3 7割軽減の一人世帯（年収108万）

7割軽減	給与		所得割 算定基礎額
	収入	所得	
世帯主 20歳	1,080,000	430,000	0

(円)

世帯主 20歳		医療	後期	介護 40~64歳	子ども 18歳以上
		所得割	0	0	
	均等割	6,840	2,010		360
	平等割	8,010	2,520		270
	18歳以上均等割				30
	計1	14,850	4,530	0	660
合計		14,800	4,500	0	600
医療+後期+介護		19,300			
医療+後期+介護+子ども		19,900			

仮算定時より±0円

※山形市の国民健康保険被保険者全体での試算結果では、月額平均270円となる見込です。